



公費(税金)は使われているの？



A. 利用者負担分以外は、公費で負担しています。

放課後等デイサービスを利用するときには、利用者の所得によって決まる、利用者負担上限月額、というものがあります。

京都市では独自に予算を投じていて、児童発達支援で国が定める利用者負担上限月額の1/6まで、放課後等デイサービスで国が定める利用者負担上限月額の1/2まで軽減しています。

利用者負担、というのは、原則としてサービスの提供に要した費用(公費)の1割を利用者が負担することを言います。

放課後等デイサービスを例にすると、1人1回あたり

基本的な利用で、1日に約10.000円

重度心身障害で、1日に約20.000円

医療的ケア児で、1日に約15.000～30.000円

が、必要となる費用になります。

これらのうちの1割を利用者が負担するのだけれど、負担が重くなり過ぎないように、月ごとに上限額(利用者負担上限月額)を設けているの。

サービス利用に係る利用者負担としては、利用者上限月額以上の負担は発生しません。

たとえば、上限月額が¥2.300の家庭だと、放課後等デイサービスを月に10日間利用(基本的な利用)すると以下のような計算になるわ。

10.000円 × 10日 = 100.000円

100.000円 × 1割 = 10.000円

上限月額2.300円より1割相当額(10.000円)のほうが大きい。

なので、その月の利用者負担は2.300円

100.000円から2.300円を引くと97.700円が公費(税金)

上限月額が18.600円の家庭が、同じように放課後等デイサービスを月に10日間利用(基本的な利用)すると

10.000円 × 10日 = 100.000円

100.000円 × 1割 = 10.000円

上限月額18.600円より1割相当額(10.000円)のほうが小さい。
なので、その月の利用者負担は10.000円

100.000円から10.000円を引くと90.000円が公費(税金)

必ずしも、上限月額に書かれている額面そのままの負担が発生するわけではないのね。

月に10日の利用、ということは週に2日の利用で、毎月これだけの公費(税金)が見えにくいけれど消費されているの。

不必要な利用はしないようにして、本当に必要な人たちにこのサービスやお金が届いてほしいものです。

《MENU》

《なぜ同性介助は必要なの？

《どんな事業所が良いんだろう？》

2022-10-03 掲載